

議案第53号

逗子市総合計画策定条例及び逗子市まちづくり条例の一部改正について

逗子市総合計画策定条例及び逗子市まちづくり条例の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市総合計画策定条例及び逗子市まちづくり条例の一部を改正する条例

(逗子市総合計画策定条例の一部改正)

第1条 逗子市総合計画策定条例（平成26年逗子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総合計画」を「基本構想」に改める。

(逗子市まちづくり条例の一部改正)

第2条 逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第8項中「聴いた上で、議会の議決を経なければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

総合計画中期実施計画策定に当たり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化する上で、策定手続きを整理する要あるため提案する。